

公益社団法人 日本滑空協会
総会運営規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本滑空協会(以下、「本協会」という。)定款第 4 章に規定される総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 総会の招集の手續等

(招集の手續)

第2条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって次の事項を定める。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 書面あるいは電磁的方法により議決権を行使することができる旨
- (4) 次に掲げる事項
 - イ 総会参考書類に記載すべき事項
 - ロ 書面による議決権の行使については議決権行使書面を開催日の前日までに提出すべき旨
 - ハ 電磁的方法による議決権の行使については議決権行使書面に記載すべき必要事項を開催日の前日までに提供すべき旨
- (5) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
- (6) 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項にかかる議案の概要
 - イ 理事及び監事の選任又は解任
 - ロ 理事及び監事の報酬等に関する規程の変更
 - ハ 定款の変更
 - ニ 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
 - ホ その他総会の決議するものとして定款で定められた事項

(招集の通知)

第3条 総会を招集するには、会長は総会開催日の 1 週間前までに正会員及びジュニア正会員に対して通知をしなければならない。ただし、前条第 3 号に定める事項について理事会で決議された場合は、総会開催日の 2 週間前までにその通知を発しなければならない。

- 2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類及び出欠票、委任状、その他必要な書類を添付しなければならない。
- 3 前条第 3 号に定める事項について理事会で決議された場合は、前項に規定する書類のほか、議決権行使書面又は議決権行使書面に記載すべき必要事項の内容を添付しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第4条 総会に関して議決権を有する正会員及びジュニア正会員は、当該総会が開催される前月末日現在における正会員及びジュニア正会員とする。

第 3 章 総会の開催

(会場の設営等)

第5条 総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

(正会員等の出席)

- 第6条 総会に出席する正会員及びジュニア正会員は、会場の受付において予め送付を受けた出席票の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。
- 2 正会員又はジュニア正会員の代理人として総会に出席する者は、会場の受付において、前項の出席票と委任状の提出によりその資格を明らかにしなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、当該総会にかかる出席票及び委任状を総会日時の直前の業務時間内までに予め本協会に提出している場合においては、会場の受付においてその旨を申告し、当該書面等の提出が確認された場合は、その資格を明らかにしたものとする。

(正会員以外の者の出席)

- 第7条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。
- 2 本協会の職員及び利害関係人等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。

第 4 章 総会の議事

(議長ならび議長の選出)

- 第8条 総会の議長は、当該総会において議決権を有する出席正会員の中から選出する。
- 2 総会の議長は、当該総会の議場に出席した議決権を有する正会員全員による投票により得票数の最も多い者がその任にあたる。

- 3 総会の議長の選出がなされるまでの間の当該総会の進行は、本協会事務局長が代理でこれを行い、議長選出後、速やかにその任を議長に移譲しなければならない。

(議長の権限)

第9条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。標準的な運営次第は別表 1 のとおりとする。

- 2 議長は、議事録の署名人として当該総会議場に出席した議決権を有する正会員の中から 2 名選任する。

- 3 議長は、議事を円滑に進行するために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

- (1) 正会員及びジュニア正会員又はそれらの代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者
- (2) 議長の指示に従わない者
- (3) 総会の秩序を乱した者

- 4 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し、必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(定足数の確認)

第10条 議長は、総会の開会に際し、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告させなければならない。

(議題の付議の宣言)

第11条 議長は、開会の宣言に次いで各議事に入るにあたり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第12条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対してその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 正会員及びジュニア正会員が理事又は監事に対し、特定の事項について説明を求めるときは、

議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが正会員及びジュニア正会員の共同の利益を著しく害する場合、その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。

- 3 定款第 14 条第 2 項の規定により正会員及びジュニア正会員から提案があった場合、議長はその正会員及びジュニア正会員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対しこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第13条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第14条 正会員及びジュニア正会員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第 1 項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなき時は直ちにこれを却下することができる。

(議長不信任動議)

第15条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

- 2 前項の動議が決議されたときは、本協会事務局長が仮議長となり、議長を当該総会の議場に出席した議決権を有する正会員の中から選出する。

(採 決)

第16条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。ただし、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、定款第 18 条第 3 項の規定により、各候補者ごとに採決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 3 議長は、採決について、当該総会の議場に出席した議決権を有する正会員及びジュニア正会員に対して、挙手その他合理的な方法によって賛否を確認することができる。
- 4 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(出席した正会員及びジュニア正会員の議決権の数)

第17条 総会の決議については、次の数の合計数を当該総会に出席した正会員及びジュニア正会員の議決権の数とする。

- (1) 当該総会の議場に出席した正会員及びジュニア正会員本人の議決権の数
- (2) 当該総会において他の正会員及びジュニア正会員を代理人として議決権を行使した正会員及びジュニア正会員の議決権の数
- (3) 議決権行使書面を当該総会日時の直前の業務時間内までに提出もしくは提供した正会員及びジュニア正会員の議決権の数
- (4) 電磁的方法により議決権行使書面に記載すべき事項を当該総会日時の直前の業務時間内までに提供した正会員及びジュニア正会員の議決権の数

(採決結果の宣言)

第18条 議長は、採決が終了した場合には、その結果ならびにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休 憩)

第19条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第20条 総会の延期又は続行する場合は、総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項のただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を速やかに総正会員及び総ジュニア正会員に通知しなければならない。
- 4 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉 会)

第21条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、当

該総会の閉会を宣言する。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、別表 2 に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。また議長及び議事録署名人 2 名は、署名又は記名押印しなければならない。

(議事の経過及びその結果の報告)

第23条 会長は、総会の議事の経過及びその結果の概要を機関誌又は本協会ホームページに掲載するものとする。

第 5 章 事務局

(事務局)

第24条 総会の事務局には、本協会事務局長がこれにあたる。

第 6 章 雑 則

(改 正)

第25条 この規則の改正は、総会の議決を経て行う。

附 則

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 6 月 2 日から施行する。

改定履歴

平成 24 年 9 月 29 日 制定

平成 25 年 6 月 1 日 改定

(別表 1) 総会運営次第

1. 議長の選出
2. 開会の宣言
3. 総会成立の報告
4. 議事録署名人の選任
5. 会長の挨拶
6. 第 1 号議案 (説明、質疑応答、採決)
7. 第 2 号議案 (説明、質疑応答、採決)
8. 第 X 号議案 (説明、質疑応答、採決)
9. その他審議事項 (説明、質疑応答、採決)
10. 総会報告事項の報告
11. 閉会の宣言

(別表 2) 総会議事録記載事項

1. 日時及び場所
2. 議決権を有する正会員及びジュニア正会員の数及び出席者数
ただし、委任表決者ならびに直接表決者(議決権行使書面の提出又は電磁的方法により議決権行使書面に記載すべき事項を提供した者)については、それぞれその旨を付記する
3. 総会に出席した理事及び監事の氏名
4. 審議事項及び決議事項
5. 議事の経過の概要及びその結果